

企業立地促進条例の実績と課題について

「企業立地促進条例（横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例）」は、平成 16 年 4 月の制定以降、企業立地を取り巻く環境の変化等を踏まえた条例改正を行い、これまで、本社・研究所等の立地や市内企業の事業拡張に伴う再投資を後押しするなど、本市の経済発展につながる企業の立地促進に大きな役割を果たしてきました。

現行の条例（第 4 期）は、平成 29 年度末をもって適用期間の期限を迎えることから、これまでの本条例による企業立地の実績や今後の企業立地促進施策に関する課題についてご報告します。

1 企業立地促進条例の概要

(1) 目的

企業立地等の促進を図り、併せて市民雇用の増大及び市内企業の事業機会の拡大を図ることにより、横浜市経済の活性化に寄与すること

(2) 支援内容

特定地域において一定の条件を満たす事業計画を実施する者を認定し、市税の軽減と助成金の交付を実施

ア 事業所の立地、工場等の建て替え・増設等を行う事業者への支援【固定資産取得型】

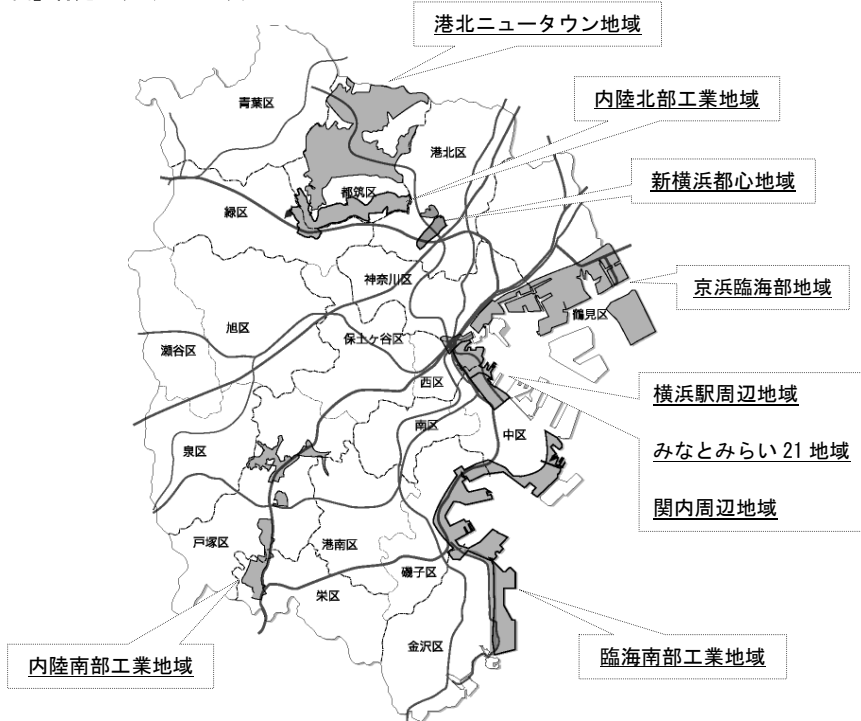
投下資本額	支援内容
中小企業 1 億円以上・大企業 10 億円以上	税軽減
中小企業 5 億円以上・大企業 50 億円以上	税軽減＋助成金

※税軽減：固定資産税・都市計画税の税率を 1/2 に軽減（5 年間）

イ 賃貸施設へ移転するテナントへの支援【テナント型】

法人市民税の法人税割額に相当する助成金を交付

【地図】特定地域（全 9 地域）について



2 企業立地促進条例の実績

(1) 認定の実績

- 現行の条例（第 4 期）における支援規模や支援対象の拡充が奏功し、本社・研究所等の大規模投資や観光・MICE 施設（音楽ホール等）の立地が呼び込めています。
- 特にみなとみらい 21 地域において、国内で類例を見ないグローバル企業によるオープンイノベーション志向の研究開発拠点の集積が形成されつつあります。
- 臨海部や内陸部の工業集積地域等において、中小企業の新たな設備投資や新規進出などに活用されています。

認定件数：126 件（平成 29 年 11 月末時点）

< 期ごとの認定件数（1～4 期） >

- ・第 1 期（平成 16～20 年度（5 年））：認定件数 54 件（取得型 54 件）
- ・第 2 期（平成 21～23 年度（3 年））：認定件数 23 件（取得型 13 件・テナント型 10 件）
- ・第 3 期（平成 24～26 年度（3 年））：認定件数 27 件（取得型 17 件・テナント型 10 件）
- ・第 4 期（平成 27～29 年度（3 年））：認定件数 22 件（取得型 17 件・テナント型 5 件）

(2) 現行の第 4 期条例（平成 27 年 4 月～平成 30 年 3 月）の実績（※は中小企業）

類型別	主な認定企業（認定投下資本額）
固定資産取得型 17 件 （※うち、中小企業 6 件）	<ul style="list-style-type: none"> ・中外製薬(株)【研究所】(837 億円) ・(株)村田製作所【研究所】(465 億円) ・(株)資生堂【研究所】(400 億円) ・(株)コーエーテクモゲームス【本社等】(274 億円) ・京浜急行電鉄(株)【本社】(219 億円) ・びあ(株)【音楽専用アリーナ】(120 億円) ・(株)ユーグレナ【研究所】(53 億円) (※) ・(株)サンリック【工場】(11 億円) (※) ・千歳自動車工業(株)【工場】(6 億円) (※)
テナント型 5 件 （※うち、中小企業 2 件）	<ul style="list-style-type: none"> ・日本 K F C ホールディングス(株) ・キャタピラー・ジャパン合同会社、・(株)エクサ ・(株)ピー・エス・コープ (※)、・コモタ(株) (※)

(3) 認定による効果

ア 雇用の創出（平成 29 年 1 月現在）

市内で約 3 万 3 千人の雇用が創出されています。

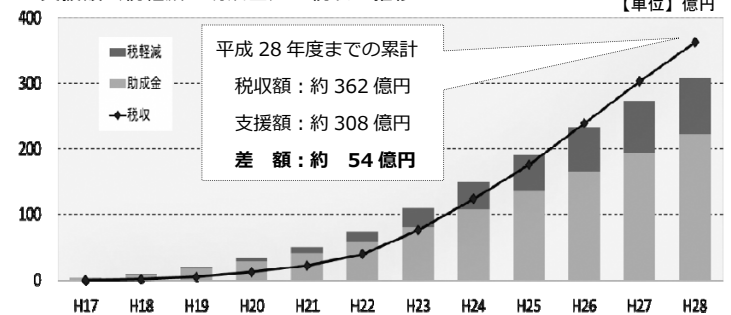
イ 市内への発注

建設・設備投資で累計約 3,200 億円（平成 28 年までの累計）、事業活動で約 1,200 億円（平成 28 年単年の実績）の市内・準市内企業への発注が誘発されています。

ウ 税収

平成 26 年度に累計で税収額が支援額を上回り、今後さらに効果が拡大する見込みです。

< 支援額（税軽減・助成金）と税収の推移 >



3 今後の企業立地促進施策の課題について

(1) 企業立地を取り巻く状況と課題

① まちづくりの動きと連動した企業立地

企業の投資意欲や事業拡張の動きを捉え、みなとみらい 21 地域などで本社・研究所、観光・MICE 施設等の立地が進んだ一方で、企業を呼び込む用地が限定的となっている状況があります。

また、今後、市庁舎移転を見据えた関内エリアなど、まちづくりの動きと連動した企業立地促進施策を検討する必要があります。

② 研究開発拠点の集積及び大規模工場の機能転換

みなとみらい 21 地域を中心に、グローバル企業による研究開発拠点の投資が進んでいます。

一方、テナント型の研究開発拠点については、市内に、企業が必要とする設備等を備えた賃貸施設が不足しており、市外に立地を逃している状況が見られます。

また、企業のグローバルな事業再編の動きの中で、先端技術や開発力を有する工場への機能転換等により、本市への定着を促す仕組みを検討する必要があります。

③ 中小企業への支援

内陸部の工業集積地域では、住工混在が急速に進展し、既存企業の操業環境がより厳しくなっており、事業を継続するための設備更新等を後押しする必要があります。

また、投資意欲の高い企業への支援を強化することで、中小企業のさらなる発展を図る必要があります。

④ 東京一極集中への対応

今後、都内でオフィス床が大量に供給され、企業のさらなる東京一極集中が進むことが懸念されています。特に、テナント企業を誘致していくためのインセンティブ強化に向けた検討が必要です。

また、テナント型では法人市民税相当額を助成していますが、平成 31 年 10 月以降に適用される税制改正（法人市民税の一部国税化）により、企業への支援額が減少することへの対応も検討する必要があります。

(2) 今後の方向性

少子高齢化・人口減少に伴い、経済活動の縮小が懸念される中、本市を継続的に成長・発展させていくためには、企業立地促進施策の重要性がますます高まっています。

特に、平成 32 年（2020 年）の東京 2020 オリンピック・パラリンピックを見据えて、本市のビジネス環境や企業誘致の姿勢を国内外に発信し、観光・MICE を含め、企業の投資や進出を呼び込んでいくこと、特に中小企業の投資意欲を後押ししていくことは重要であると考えています。

こうしたことから、企業立地を取り巻く環境の変化やまちづくりの動きなどを踏まえ、本条例の適用期間の延長や支援制度の改定を行っていききたいと考えています。

なお、本条例の改正につきましては、平成 30 年第 1 回市会定例会での提出を予定しています。

【参考 1】 条例改正による支援制度の変遷（支援対象・投資に対する助成率・上限額等）

	固定資産取得型			テナント型
	本社・研究所・工場等	賃貸ビル	観光・MICE 施設	
第 1 期 (H16-20)	助成率 10%	助成率 10%	なし	なし
第 2 期 (H21-23)	助成率 8~10%	なし	なし	法人市民税 法人税割 1/2 相当額 ×3 年
第 3 期 (H24-26)	助成率 6~10%	なし	なし	法人市民税 法人税割相当額 ×3~4 年
第 4 期 (H27-29) 現行	助成率 5~12%	助成率 10%	助成率 12%	法人市民税 法人税割相当額 ×3~5 年
	上限 50 億円			

【参考 2】 前回改正（現行の第 4 期条例）の主なポイント

考え方	支援内容
① 2020 年に向けて東京への一極集中が加速する中、大規模な投資による本社・研究所等の立地を促進する。	みなとみらい 21 地域・横浜駅周辺地域に限定して、本社・研究所に対する助成率・上限額の引き上げ。
② 京浜臨海部地域・臨海南部工業地域において、本市が振興を図る「成長・発展分野」（環境・エネルギー、健康・医療）の研究機能の集約を図る。	京浜臨海部地域・臨海南部工業地域において、「成長・発展分野」の研究所に対する助成率の引き上げ。
③ グローバル MICE 戦略都市の推進、また、オリンピック・パラリンピックを機に国内外から観光客を呼び込むため、ラグジュアリークラスのホテルや集客力の高い施設の立地を誘導する。	みなとみらい 21 地域における観光・MICE 施設への支援の新設。
④ 東京における大量のオフィス供給計画の一方、横浜では供給予定が少ないため、誘致の受け皿を確保する。	みなとみらい 21 地域・横浜駅周辺地域における賃貸ビル支援の再導入。